

「村落 と 環境」

第13号

2017年10月
村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事 10名以内、監事 2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員の内任期は2年とし、重任を妨げない。理事の内互選により会長 1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員を選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成 22 年 9 月 3 日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江渕 武彦

村落と環境 第 13 号

目 次

第 13 回シンポジウム開会あいさつ (江渕 武彦)	
第 1 報告 宝の山の再生と活用 (山本 進)	1
第 2 報告 芦津財産区について (綾木 章太郎)	7
第 3 報告 生産森林組合住民税の減免について (玉木 勝美)	17
第 4 報告 森林法・森林組合法等一部改正の概要について (小川 農人)	21
研究会記事	31
編集後記	

第 13 回シンポジウム開会あいさつ

会長 江渕 武彦 (島根大学)

村落環境研究会第 13 回シンポジウムを、ここ鳥取県智頭町総合案内所会議室にて開催致します。シンポジウム開催を受け入れてくださった智頭町の山本進課長を初めとして、智頭町の皆様やご報告を引き受けて下さった方々に心より御礼申し上げます。

ここ智頭町でのシンポジウム開催企画のきっかけは、当町において、生産森林組合の法人住民税の減免措置が執られていることを私が知ったことです。その取扱要綱を資料としてお配りします。多くの生産森林組合は、入会林野整備事業後に新しく設立されました。新しくとはいうものの、入会権を解消するが実質的には旧入会林野の集団的管理を続けるために、言い換えれば、実質的には入会という管理方法を続けるために組織化されたことが多いといえるでしょう。ところが、この整備事業以前にはなかった問題が新たに生じました。それが、法人住民税の負担です。木材価格低迷が原因で、思うように生産森林組合が収益を得ることができないことが珍しくありません。その状況下で、組合員による出捐で法人住民税を支払うことは、法人経営としては厳しい状況と言わざるをえません。この問題は、本会の前身である西日本入会林野研究会のシンポジウムにおいて、昭和 50 年代から議論されてきました。同研究会がこの村落環境研究会へと改組した後も同様でした。愛媛大学で開催された平成 17 年 9 月 16 日第 5 回シンポジウムにおきまして、佐賀県生産森林組合協議会の豆田さんがこの法人住民税につき減免措置を要望するがなかなか実現しないのでこの研究会においてこれを求める声を挙げてほしい旨の意見を出されました。当会としてもそういう声を挙げてきたつもりです。もとより林野庁にその声は届いているのですが、同庁には税の減免を講ずる権限はありませんし、なかなか実現しない状況が続い

ていました。ところがこの智頭町においてはその減免措置がとられていることを知り、是非ともお話を伺いたいと考えた次第です。

そうしたところ、筑波大学の興梠先生の智頭町でのフィールドワークを基礎とした研究論文を読ませていただき、智頭町には財産区が設けられ、財産区に関する条例も設けられ、沢山の財産区が存在しており、同時に生産森林組合も設立されていることがわかりました。はたして、智頭町において集团的森林経営が、なぜ財産区・生産森林組合の2つに分かれているのかということも大変興味深いことです。そのため、是非ともこの地でお話を伺いたい、そこで、できれば当研究会のシンポジウムをこの智頭町で開かせていただけないかと智頭町役場をお願いしたところ、快く引き受けて頂きました。

他の地域において、とくに大阪府下の市町村において、財産区の実態がないにもかかわらず、行政が入会林野を以って財産区財産と認識している例があります。一方で、福岡県下のある市での例ですが、明治22年・町村制以前の村（いわゆる旧村）の村持入会財産につき町村制によりその村が単独で新村制を敷いたために、この新村行政もまた入会権者たる住民も、その土地所有権が行政体としての新村の公有に属するに至ったとの意識を有し、同村が隣接市に吸収合併されるにあたり、この山林の市有編入を回避することを目的に財産区を設立し、議員選挙を実施するようになったケースがあります。その後、この山林を地元財産として守るための財産区設置が裏目に出て、この山林を以って純然たる公有財産であるからその利益を財産区域内の新興住宅地の地区にもたらしべきの意見を強く主張する外来新住民らとあつれきを生じ、旧来の入会権者らが地役入会権を主張して訴訟となる事態を招きました。大阪府の例のように、もっぱら行政が入会財産を以って財産区財産であると認識しているに留まるところがある一方で、このように、入会財産につき財産区が設けられて議員選挙を実施するレベルの組織も存在するなど、地域々々で多様です。興梠先生のご研究に触れ、この智頭町においては、前述のようなあつれきはないものの、財産区の実態が存するケースのように私は推測しています。

本日、財産区議長を務めておられます綾木さんにもおいでいただいて報告をしていただく予定です。

このシンポジウムでは、まず智頭町の林業政策の全体的なお話を山本・山村再生課長からお聞きし、さらに財産区の活動、そして生産森林組合、特に法人住民税の減免について伺いたいと思います。本日は理事の岡本常雄さんに座長をお願いして進めていきます。

第1報告

宝の山の再生と活用

智頭町山村再生課長 山本 進

はじめに

智頭町は海拔約 180 メートルに位置しますが、ほとんどが山林で、典型的ないわゆる中山間地です。この町は昔からの林業地帯で、中でも林業の拠点ともいべき石谷林業の原木市場で毎月 3 回の競りが行なわれています。ここに、良質の木材を求めて、県外からも多くの人々が集まって競りに参加します。ここでは、林業政策はもとより、山林の経営全般について、幅広い視点でお話ししたいと思います。

鳥取県は、3つの河川の流域に分かれます。東部の千代川、中部の天神川、西部の日野川の三河川流域がそれです。ここ智頭町は、東部の千代川流域に位置しています。鳥取県は全国で最も人口が少なく、県民数は 60 万を切っています。ただし、関西からの交通の便は良く、大阪からは鳥取市まで 3 時間以内で着くことができます。智頭町は鳥取県の表玄関と言ってよいでしょう。

智頭町の人口は昭和 55 年頃には 15,000 を数えましたが、その後は減少し、現在は 7,400 人程度です。これは、江戸時代の寛政年間に相当すると言われていています。現在の智頭町は、典型的な過疎の地です。その対策についても、後でお話ししますが、平成の大合併にあたり、鳥取市との合併の構想もありましたが、私たちの企画・人口対策に望みを託し、最終的には単独町制を選択して今日に至っています。

智頭町は古くからの伝統林業の盛んな土地です。長伐期施業で長い時間をかけて育てられてきた優良大径材の代表とされる智頭スギは、その年輪が緻密で鮮やかであり、芯がピンク色で造作材として珍重される木材です。

この智頭町では、昔から、このスギは霞みを食って生きているといわれています。それほどに気象条件、土地条件がスギの生育に適しているのです。

役場の前に木という題で歌会始に詠われ智頭林業の豊かさを象徴する石碑が建っております。そこには、「幾十年かけて育てし杉の木を伐り給うなり嫁ぐわがため」(嫁に行くとき杉を何本か伐れば十分に活かしてもらえた)と歌われています。

鳥取県内でも、智頭町は格段に裕福な町でした。デパート、バス会社、テレビ局など、智頭の資本が鳥取県の経済界を先導していた時代があったようです。

かつては木材の値段が非常に高く、現在は木材市場において、スギ中丸太クラスは m^3 当たり 12,000 円ですが、その最も価格が高かった昭和 55 年当時、このクラスの木材は 30,000 円から 50,000 円もしました。わが国の林業は安い外材に負けたと言われますが、果たしてそれだけなのか、私はいつも疑問に思っています。実は、外材は決して安くありません。価格よりむしろ供給力でわが国の林業が劣勢に立ったというべきだと思います。需要者に、その需要の時、需要を賄う量と質の木材を供給できる力が海外の生産力に勝てなかったの

です。そのために、国内の林業が衰退してしまったと思われます。加えて、私たちは木材をあまり使わなくなりました。たとえば、現在は日本家屋においても床の間を作ることが減っています。智頭スギの出番も、住宅着工戸数の減少とともに減ってきました。10年後、あるいは50年後、智頭の林業はどうなっているのでしょうか。智頭町のお年寄り元気ですが、いつまでも働けるわけではありません。私たちにとって、一番の課題は、今後の林業の担い手をどうやって育てていくかにあります。それとともに、高い品質の智頭スギの出番をどうやって確保していくか、大きな課題です。それにしても、智頭町の総面積に占める林野面積割合は約70%、県内においても全国的に見ても高い水準です。このうち、智頭町における人工林率は93%にもなっています、これが智頭町の林業なのです。この宝の山を、今後どう活用していくかをお話ししましょう。

1 総合計画

智頭町では、総合計画¹を立てています。その中心は林業と農業で、キャッチフレーズは「みどりの風が吹く疎開のまち」です。同時に、私たちは、人口減少にどのように対処するため、様々な対策を講じて、移住者5000人の目標を立てました。もとより、行政だけでは知恵は出ません。そうだとすれば、町内外の人びとから知恵を借りる必要があります。そのために、智頭町では、行政担当者以外の委員から成る100人委員会を設けました。この委員会には、農業・林業・商工・教育文化・獣害対策等の専門の部会を置き、各分野における問題解決や様々な企画を検討しています。以下、総合計画上の企画を紹介しましょう。

2 疎開保険

これは、智頭町が独自に企画した災害支援のための保険です。年1万円の保険料を町に納めると、この保険に加入できます。被保険者が災害にあったら、1週間、智頭町に疎開して智頭町内および近隣町村提携の宿泊施設と食事の提供を受けることができ、また、被災しなかった被保険者は、智頭町の特産品を受け取ることができます。

3 森のようちえん

これは、園舎のない幼稚園です。前述の通り、智頭町は93%が森で覆われています。そこで、森を教育、子育てのフィールドとして活用しているのです。わが町長は、ユーモラスに森の中で放し飼いにしていると表現しますが、それは、子どもたちを森の中でひたすら見守り、みんなの自主性を尊びながら森の中で育てていくという意味なのです。この森のようちえんで、子供たちはとてもたくましく元気に育っています。年長の子が年下の子

¹ 市町村の「総合計画」の基礎たる基本構想策定は、1969年改正地方自治法2条4項に市町村の義務として規定されていた。2011年改正の同法においては、この規定が削除され、基本構想策定が義務ではなくなった。ただし、引き続き、議会の議決にもとづき基本構想策定が認められており、これを策定する市町村は現在においても少なくない。

の面倒を見て、自分たちで考え行動しています。森のようちえんは、全国から注目されています。園児は、いま約 30 名です。この智頭町は、移住者が少なくありませんが、森のようちえんに魅かれてここに移り住んでくる家族も多いのです。

4 森林セラピー

古くから、森林浴は身体によい、健康によいと言われてきました。近年、その理由が科学的に解明されてきました。樹木は、フィトンチッドという殺菌力のある揮発性化学物質を発生します。これは、森の成分といってもよいでしょう。この物質がストレスホルモンを抑制して血圧を下げ、ナチュラルキラー細胞というリンパ球の一種を活性化させて免疫力を高め、ガン細胞を抑制します。

特定非営利活動法人・森林セラピーソサエティは、優良な森林を持つ地方自治体に対して森林セラピー認定という制度を設けています。全国で 62 か所の地域がこの認定を受けています。鳥取県では智頭町がその一つです。智頭町は、森林セラピー推進基本計画にもとづいてその認定を受け、平成 23 年に森林セラピー基地をオープンさせました。今年は、すでに 1500 人のお客様にお出でいただきました。みなさん、ハンモックに揺られたり、深呼吸したり、2 km の山間の道をゆったりと歩いて楽しんでいました。いま、ガイド 100 名の体制を敷いていますが、現在は、第 8 期生を養成しています。

平成 27 年に労働安全衛生法が改正され、従業員 50 名以上の事業所では、ストレスチェックが義務化されました。ストレスのためにメンタルダウンしてしまう企業戦士が非常に多く、企業も行政も、これに対処する必要があるのです。そのために、行政もセラピー提供に積極的です。智頭町も、企業戦士のストレス対策のため、智頭町の森林セラピー活用を企業に呼びかけ、研修プログラム作成中です。たとえば、療養のために智頭町に長期間滞在していただき、半日仕事をしながらセラピーを受けるというプログラム体制を検討中です。

通常の森林セラピーであれば半日コース、1 日コース企業研修であれば一泊二日、二泊三日であるが、メンタルタフネス、フィジカルタフネスのバランスを取りながら間伐体験等フィジカルな負荷を掛けながら森林セラピーでリラックスしていただくプログラムの作りこみも行なっています。同時に、企業への広報にも力を入れています。セラピーに関しては色々な企業にアプローチをかけているところです。町と企業で協定を結んでセラピーの利用企業へのメンタルヘルスプログラムの活用を進めています。現在大手企業 2 社を初め 16 社と協定を締結しています。他にもモニターでの宣伝も行なっています。

なお、智頭町は、農家民泊を促進しています。現在は、民泊ができる農家が 47 戸あります。この宿舎を、ホテルと違い親戚の家に泊まりに行くような感覚で利用してもらいたいと思います。くつろいだ環境において、畑で野菜を収穫したり、一緒にお酒を酌み交わしたりしつつ、企業研修とともに、自分の暮らし方、生き方を見つめ直して頂こうという趣旨なのです。これによって、この地域の人びととの交流が深まれば、と思います。2~3 日

という短期間ではなく、1週間、2週間、1か月と滞在して頂き、仕事をしながら智頭町で元気になって仕事のパフォーマンスを上げていただきたいと思っている次第です。

5 木の宿場プロジェクト・木質バイオマス利用

この計画は、間伐推進を目的としています。間伐材を軽トラックで森林から搬出し、地域通貨で販売しています。当初は、製紙用のチップとして利用される程度だったのですが、現在は温水プールの補助熱源や薪ストーブ用燃料などに利用が広がっています。地域通貨・杉小判の制度も創っています。この通貨は、町内の商店で使えます。その取扱店には、幟を立てて目印としています。出荷側から見れば、奥さんがお父さんに「休みの日は家でゴロゴロせず杉小判を稼いできなさい」、お父さんは奥さんに「地域通貨持って美容院にも行ってきなさい」と、家庭円満のもととなります。このように、間伐で森林はきれいになるし、商店街も元気になるし、家庭は地域通貨で潤うしと、まさに、智頭町の森林は宝の山です。現在の間伐材生産量は、年間 300 t ですが、500 t、600 t と生産したいと思っています。温水プールの熱源として使うとともに薪ストーブの熱源として進めています。薪ストーブは高価なため、平成 27 年より購入者への補助を実施して普及を進めています。以前に木質バイオマス発電に取り組んだことがありますが、エネルギー効率が 3 割程度とあまり成績が良くありませんでした。ところが、発電ではなく熱の直接利用であれば効率が 8~9 割にまで上昇します。そのために、現在、智頭町ではこの方法を積極的に推進しています。

なお、町内の森林で捕獲される鹿は、年間 1300 頭に上ります。これは、間伐材とともに貴重な林産資源です。その肉や皮などを資源として供給できるシステムを検討中です。

6 智頭ノ森ノ学ビ舎

前述のように、智頭町のお年寄りはいたいへんお元気です。木の宿場プロジェクトの中心となっている世代は、60 歳代より上なのです。一方で、最近では若者も山林経営の活性化を目的に「森ノ学ビ舎」を組織しています。これは、自伐型林業²の理念にもとづいた組織です。

かつては、山林経営の中心は、自伐型林業でした。すなわち、自分の山林で育林し、自分で伐って売却して生計を立てることが普通でした。大きな山であれば山番が山を管理するという営みがあったのです。智頭町における自伐型林業の取り組みは、山林経営の手段の一つです。一方で、智頭町では、外部からの移住者にも期待が寄せられています。移住者は、通常は自分の山を持ちません。そのような人であっても、自伐林業が営んでいけるようそのスキルアップや仕事確保を目指すべきです。そのために、外部からの移住者であ

² 自伐型林業は、これまでの林業とは異なった発想・理念にもとづいている。この新型林業推進を目的として、NPO 法人・自伐型林業推進協会が設立されている。その理念は、長期的森林経営を前提とした低投資、低コスト、中小規模、環境保全、専業兼業を問わず、さらには障がい者就労の機会増大を目標としている。

っても、山仕事ができる人は山林バンクに登録してもらい、それができない山林所有者のために林業に従事してもらうように検討しています。この「学び舎」で、林業の里構想の一環として、人びとの林業理解を深めるため、植物の勉強、キノコの勉強などを目的とした講座を開いています。ここで、Uターン・Iターンの人びとが様々な林業関係の研修を受けることができるのです。このようなプロジェクトを、町としてもしっかりと応援していきたいと思っています。

7 自伐林家の郷構想

移住者のみなさんは、当然ながら山を持ちません。この人びとも自伐林業を営んでいけるようスキルアップとフィールドの確保のため森ノ学び舎として町有林を活用しています。自分で手入れが出来ない人や地域外に出て山の手入れのできない人を山林バンクに登録して林業を営むフィールドとして使うとともに雇用を生み出しながらの研修も検討しています。

この報告の最後に、わが町長の「決めゼリフ」を紹介しましょう。いま、わが町が目指している施策は、この言葉に集約されます

「お待たせしました！ いよいよ田舎の出番ですよ！」

質疑応答

(矢野) 智頭町の現在の人口はどれくらいですか。

(山本) 約 7,400 人です。

(矢野) 智頭町は非常に立派な杉が生産されています。報告では、江戸時代からと言われたが、江戸時代のいつ頃からでしょうか。

(山本) 智頭に慶長杉という、3人でないと腕が周らないような大きな木があります。これは慶長年間に植えられたと言われていました。したがって、最低でも 400 年前からです。

(矢野) 太平洋戦争中に水門を作るための用材確保のため、たくさん杉を植えたという話を聞いたことがありますが、智頭町ではどうでしょうか。

(山本) そのような目的はあったと思います。私は、大学の先生から次のように教わりました。「おい山本君、なぜ日本では杉を中心に植えているか知っているか。それは、日本が戦争に負けたからだ」と。すなわち、杉の植林は戦後の国策であり、先人の勤勉さゆえ杉の植林がここまで進んだのです。そうして、現在はその木をどうやって搬出するかが大きな課題です。伐採木搬出のためには林道を作り、さらにコストを下げて効率的に木材を生産していかなければいけません。そのため、作業道建設に大きな力を注いできました。

(福田) 地域通貨・杉小判についてもっと聞かせてください。

(山本) まず木材販売金額から説明しましょう。木材を出荷すれば、1トン当たり 6,000 円、軽トラックの法定積載量が 350kg ですから、その 3 台分の木材で 6,000 円の収入が得

られます。そのうちの 2,200 円は町からの補助金です。あとは、温水プール用燃料としての収入です。

(福田) 地域通貨の仕組みについて話をしてください。

(山本) 地域通貨を受け取った人は、事務局にそれを持って行って換金することができます。この地域通貨の二次流通も可能です。最初に杉小判を受け取った人が商店で買い物をし、この通貨で支払いを受けた人は、地域通貨取扱店である別の商店で買い物をすることができます。このようにして、杉小判は地域内で流通し、これによって、この通貨が使える地域の経済が活性化されるわけです。ただ、これは、商店の会計と家計を分離する必要のない、地場の個人商店が対象です。このような商店では、店のレジに入ってきた杉小判と、家計の範囲にある自分の財布内の現金を交換すればすみます。しかし、それができない企業、すなわち経営上の会計と私的な家計の分離が必要な経営体の場合、地域通貨による決済は困難です。したがって、外部の経営によるコンビニなど、外の資本にもとづく企業の経営店舗は対象外です。

(三柴) 自伐林家を応援しているとの報告でした。現在、町内に自伐林家がどのくらいおられますか。森林組合などで集約的にやるのではなく、自伐林家で生産するとどれだけ採算がとれるだろうか心配です。

(山本) 約 15 名です。先に述べたグループの森ノ学ビ舎は 15 名ほどで運営しています。そのほか、若干、一人親方的な人もいます。私の後に報告していただく芦津財産区も、ある意味では集落自伐者と言えるでしょう。森林組合の方は、ご承知のとおり、団地化を進め集約的に効率よくやっています。そのために、森林組合は、智頭の林業を支えてきた担い手の主軸というべきです。ただ、隙間も埋めなければなりません。そのため、産業バンクと提携しながら若者の林業就業に繋げていく必要があるのです。ただし、採算について、おっしゃるように不安はあります。自伐林業それだけで生計を立てることは難しいのです。そのために、いわゆる半業半 X (エックス)、すなわち、自伐型林業を営む一方で、農業経営、観光ガイド、民泊経営といった複数の小規模の半業的な事業とことを組み合わせながら生きていく地域社会を目指して行きたいと思います。

第2報告

芦津財産区について

芦津財産区議長 綾木章太郎

1 沿革

明治22年以前には、芦津地区は独立した村で、智頭郡に属していました。同年の町村制により、芦津村は、他二か村（大呂村・八河谷村）と合併して、新・虫井村を形成し、芦津の地域は、同村下の大字となりました。その際、旧芦津村持の山林は、明治22年・虫井村有へ編入されず、財産区財産となりました。その後、大正8年に虫井村は大内村と合併して山形村となり、昭和10年に、山形村は他二か村（那岐村・土師村）とともに智頭町へと編入されました。芦津財産区財産は、これら合併の影響は受けていません。

財産区は、昭和22年制定の地方自治法に定められた特別地方公共団体です。しかし、そのような法律上の形式が成立する以前から、芦津財産区有林は、旧芦津村持としての沿革を有し、地域住民の共同管理の伝統にもとづく古い歴史を持っています。このことは、智頭町の資料にも記録されています。

芦津集落の世帯数は平成28年1月現在で95、人口は226名です。この中には、外部から移ってきた世帯も含まれます。「財産権者」として財産区財産に関わる旧来の世帯は83戸です。

芦津財産区は、地方自治法上の正式な特別地方公共団体です。すなわち、地方自治法295条により智頭町財産区議会設置条例が制定され、その18条により、議員6名（任期4年）からなる芦津財産区議会を設けています。そのために、財産区に関しては、生産森林組合とは異なり、その資産たる不動産に関する固定資産税のほか、住民税や収益に関する所得税は課せられていません。

現在、財産区有財産は、不動産としては山林1,270ha、樹種別面積は、天然混交林682ha、スギ・ヒノキ林588haとなっています。いま地籍調査を実施しており、近くより正確な数字が得られるとは思いますが、この数値と大きく異なることはないでしょう。その他の財産区財産としては、日用品の販売所や重機を格納する車庫などが挙げられます。他には、まとまった基金と預金資産や有価証券も有しています。財産区の主な収益は、後述の自伐事業で得られた間伐材の販売収入や、土地の貸付収入です。

これらの財産区財産の管理者は町長であることから、町職員が財産区の会計事務その他の一般事務をまかっています。智頭町には、8つの財産区がありますが、この方式で町に事務を委託している財産区は、芦津財産区含めて2～3箇所です。当然ながら、財産区会計は町の一般会計とは分離されており、前述のように、町に芦津財産区特別会計として処理を委託しています。町長を管理者とする財産区財産ゆえに、町の監査委員による監査を受けることとなっています。

2 主な事業と住民活動への関わり

芦津財産区は、その基本資産たる山林につき森林整備と造林、また、自伐による間伐とこれによって得られた木材の販売を主な事業としています。私たちは、カーボンオフセット活動に大きな関心を持っており、平成21年から、この活動を目的としたNPOとの協同事業に携わっています。カーボンオフセットには色々な種類がありますが、私たちは、次のような活動をしています。

まず、枝打ちなどの山林の手入れをすると、日光が地表まで届くようになります。そうすると、スギやヒノキが活性化し、二酸化炭素の吸収量が増えます。この二酸化炭素吸収量について一定基準によってクレジットが算出され、私たちは、二酸化炭素吸収事業者としてこのクレジットを受け取ることができます。このクレジット制度は、環境省が設けたものです。他方で私たちも、二酸化炭素を排出して生きていかなければなりません。その排出は、私たちが保有するクレジットで相殺されることとなります。これがカーボンオフセットです。

また、音楽家の坂本龍一さんの呼びかけによって設立された一般社団法人モア・トゥリーズや、鳥取環境大学との協定により、研究補助や交流などを実施しています。さらに、鳥取県内外の財産区からの視察希望があります。これを受け入れて、これら団体との交流や研修会などに参加しています。

住民による地域の共益的な組織活動に対しては、その組織（地縁団体）に対し、後述の年1回開催される住民総会での了承を得て、運営活動の助成をしています。ただし、個々の住民に対する直接助成は、財産区としてはできません。そこで、対策として、地縁団体を設立し、一括運営補助金を同団体へ交付するという方法を探っています。この団体が地域に資する活動をするわけです。

住民は、世帯別に「総事」と呼ばれる年1回の下刈や枝打ち作業に参加しなければなりません。戦後植林した山の手入れとしては、過去には住民1戸当たり年10日～15日間も出役していました。今では総事は年1回に留まりますが、それでも最近の若者は仕事の都合上これに躊躇する傾向があり、この行事のため休みがつぶれるのでやめて欲しいとの意見もないではありません。たしかに、若い世代の山への関心は、薄くなっているようです。しかし、そのような今日であるからこそ、私は、かえって、このような共同作業は続けるべきだと思っています。それぞれの生業も大切でしょうが、私たちの共同の資産たる山林も大切です。そのために、若い人にもお年寄りにも、山林を眺めるだけでも良いから山に行ってほしいと説得しています。

3 自伐林業

芦津集落全世帯が集まって、年1回、住民総会を開くこととなっています。この場で、集落における事業の主たる方針が決まります。私は、この総会で、住民のみなさんに、自伐林業の提案をしました。それまでは、町内の林業事業者や森林組合に立木を処分し、自

らは伐採や搬出の作業をしていませんでしたが、得られる収益が少なかったのです。そのため、少しでも収益を増やす方法がないかと思案していました。芦津は、町の中心部からも遠く、いわば孤立した集落であるため、地域の運営にコストがかかります。年間 400 万円から 500 万円もかかるのです。そのため、地域運営費を賄うのに苦労してきました。しかし、この芦津地区には、宝の山である山林があります。私は、これを活用して地域を豊かにできないかと考えました。自ら育林し、自ら伐採し、木材を販売する途、それが自伐林業です。

私が住民総会でこの提案をしたところ、村の中の林業経験者の中には、その厳しい経験から、慎重な意見を有する人が大半でした。ところが、60 年の林業経験者である当時の議長が積極的にみなさんに協力を求めてくれました。その結果、12 名のベテランが協力を申し出てくれました。とにかく始めて見なければ何も進みません。それが、私の考え方です。少しでも利益を上げるために、技術を徹底的に学ぼう。黒字を目指すため技術を勉強しながら利益を上げよう。補助金にも助けられました。それとともに、大きな支えとなったのは、智頭町森林組合からの技術指導でした。もと官行造林地であった山を買い戻し、平成 21 年に森林組合より作業道建設の協力を得て事業を実施することができました。翌年から平成 24 年までは、53ha の間伐を実施することができました。平成 24 年から林業経営計画制度が始まり、経営計画にもとづき事業を実施しています。

事業を始めてからの 3 か月間は、私と前述の林業ベテラン議長が、伐採対象の立木に印をつけながら、未経験者に伐り方を教えたものです。事業参加者の中には、チェーンソーをまったく使ったこともない人もいました。そのような人びとであっても、3 か月もすると自力で伐採対象の立木を定め、間伐できるようになりました。林業技術の基本を外れると、ケガをしていますが、林業は、基本を踏まえた経験が物を言います。ベテランの正しい指導にもとづいて少しずつ基本を学んでいけば、正しく技術が身に付きます。安全第一をモットーに、それをみんなで注意し合いながら技術習得を進めて行きました。

初めの 2 年間は、集材するためにグラップル³を借りていた。その後、この機材のレンタル料と中古機材の購入費用を比較すると、後者の方が有利であることがわかったので、購入することにしました。これについては、30%、県の補助を受けることができました。

3 年を過ぎる頃から、大径木の伐採・搬出が必要になった。それまでの小径木では 3 トンの機械で対応できましたが、大径木はこの規模の機械では扱うことが困難です。そのため、7 トンの機材を購入しました。これによって、非常に作業効率が向上しました。ただ、この地域の作業現場の標高は 700 メートルから 1000 メートルに達し、2 メートルから 4 メートル近くの積雪のため、機材を現場に野ざらしにすることはできません。どうしても、これを保管する車庫が必要です。そのため、地元の大工職人の応援を得て、専門職人と我々自身の手により、機材 2 台を格納する車庫を建築しました。間伐に励みながら、丸太を運び、製材する、というたいへんな作業でした。この建造物は、単なる機材格納庫ではありません

³ 木材を掴んで移動することのできる機械で、主に林業の現場で使用される。

ん。機械が稼働している期間中、この建物は空いているので、この間、レジャー施設として利用できる作りになっています。私たちが集会で利用するだけでなく、外部の人びとにもこれを開放し、存分に活用しています。

鳥取県では、作業道開設する作業道開設士の制度があり、開設士の資格を持っていると補助金を使って作業道を作ることができます。4年目からは、作業道建設がさらに円滑となり、望むところにこれを設けています。

5年目に入ると、ベテランのメンバーの中から体力の限界を訴える人びとが出始めました。そのため、新たな機械で、人手を補うこととしました。森林の作業の中で、最も手間を要するのは枝払いです。その機械化を図るため、7.5トンのプロセッサ⁴を購入しました。

今年スタートした時の作業員は、地元の人半分、その他は地区外の人です。最大の課題は、この人員の確保です。経験者が参加を続けてくれればと思います。

4 自伐林業の総括

この事業は、今年で7年目となります。作業に従事する人びとのケガを心配しましたが、幸い、大きな事故に見舞われることはありませんでした。今後も、安全第一で作業を進めて行きたいと思います。

年間の間伐面積は約20ha、搬出材積1400m³を目標としてきました。これより多い年もありますが、少ない年もあります。平均すれば、この目標は達成できています。開設した作業道は、約16キロに上ります。その一部は森林組合に委託したもので、財産区は250万円を負担しました。作業道建設費総額は、7000万円程度です。

機械を購入した年は収支は良くなく、補助金が受けられた年はそれが良いという波はありますが、収支の変動はあまり大きくなく一定しています。幸い、すべての年で黒字を計上しています。トータルで、2700万円の収益が財産区に得られました。機械導入費用は1台300万円から400万円、プロセッサは、1台1500万円します。しかし、これらの機械導入後、8000m³を出材し、全て1年で償却するという成績を上げることができました。

山林経営は、長期に亘る事業です。そのため、目先の効率にこだわりすぎることは誤りです。智頭町森林組合によれば、作業員1名の1日あたりの間伐面積は、0.25haが標準です。私は、焦りを戒めるためにも、作業にあたって効率は絶対に負うな、と主張してきました。焦れば、事故を誘発しかねないからです。私たちの間伐事業実績は、事業開始から3年目までは、前述の標準面積0.25haに達していません。それでも、4年目からは、間伐面積が増えてきました。もっとも、間伐の効率は、面積だけでは定まりません。それは、切り捨て間伐や間伐率の増減の影響を受けます。効率が高くなくても間伐率が高ければ出材量は増えるのです。

プロセッサ導入により、1名当たりの目標を3m³から5m³に引き上げました。この機械により効率も次第に上昇してきましたが、まだ目標には届いていません。しかし、私として

⁴ 林道などで、集材されてきた伐採木の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。

は、目標に届こうが届かまいが、作業員にケガがなく事業を進めることができればそれでよいと思っています。そして、作業一段落のあと、仲間たちと一緒に酒を酌み交わしてねぎらい合うことを楽しみにしています。

質疑応答

(江淵) 芦津集落の現在の世帯数は、88戸ですね。

(綾木) 住民登録としては95世帯ですが、現住世帯数は88です。転出しても、その届をしていない世帯があるようです。

(江淵) ご説明の中で、「財産権者」という語が出てきました。芦津集落では、おそらく、かつては山林から採取する樹木の枝などが日常生活に必要な燃料であったと思います。それは、現在の財産区有林から採取されていたのではないのでしょうか。すなわち、芦津集落住民は、現在の財産区有林につき、かつて、そしていまなお、燃料等の林産物を収穫する権利をお持ちなのではないのでしょうか。この権利者を「財産権者」と表現されているのではないかと思います。

(綾木) そういことです。

(江淵) 資料に、区有財産の建物として芦津共同販売所と書かれています。これも、財産区有財産ということですね。

(綾木) そうです。

(江淵) しかし、経営は集落で行なっているということですか。

(綾木) そうです。すなわち、この建物は、財産区の資金で建てたものです。しかし、財産区が専用しているというわけではありません。この建物の1階の特定部分は販売所になっており、これは芦津集落における共同販売所です。他の部分は住民のみなさんが集会ができるようなサロンとなっています。また2階には和室があつて、そこも集会ができるようになっています。2階の別区画には、財産区の協議会室があります。ここは、財産区で使う部屋です。このように、この建物は、財産区の資金で建てたものなので財産区有財産というべきですが、芦津集落住民による共同使用もされている施設なのです。ただ、財産区名義で建物の登記はしていません。

(江淵) そうすると、芦津集落の組織と財産区の組織は、分離して考えるべきなのですね。

(綾木) その通りです。

(矢野) 明治22年に芦津財産区が生まれた旨をうかがいました。この点、何か古文書等の史料の裏付けはありますか。

(綾木) いえ、それはありません。町役場でも、そのような史料を見たことはありません。ただし町では、芦津財産区の沿革を、明治22年と理解しています。

(矢野) 智頭町の財産区議会設置条例は、昭和29年に制定されています。智頭町における8つの財産区は、法律の形式上は、昭和22年制定の地方自治法294条以下の規定にもと

づきます。したがって、正式には、この設置条例により、財産区としての形式が整ったのではないのでしょうか。ただ、智頭町役場や綾木さんが言われる明治 22 年は、現行地方自治法の前身である町村制という法令ができた年です。その規定の中で、町村内の一部が特別の財産を有するときの特例が定められています⁵。芦津地区のこれら山林については、この町村内の一部の財産として扱われるようになり、それが昭和 29 年に、智頭町における前述の財産区議会設置条例制定につながったのではないかと思います。いかがでしょうか。

(綾木) 私もそうだと思います。明治 22 年に、現在の地方自治法上の財産区が法的にありうるのかどうかまでは、よくわかりませんが。明治 22 年以前に存在した芦津村は、その後、虫井村の一部となり、その後の所属町村は、山形村、智頭町へと変遷しました⁶。智頭町の一部となっても、山形地区には、町の支所がありました。そこには、かなりの史料があったと聞いています。それを調べると、もっと詳しいことがわかるのではないのでしょうか。

(矢野) 山形村が編入される前、昭和の合併の時の旧村の財産を意味する財産区と理解したらよいのでしょうか。

(岡本) いわゆる新財産区ですね。それまではどう呼んでいたのでしょうか。

(綾木) その点はよくわかりません。

(矢野) 芦津地区の代表者として区長は置かれていませんか。

(綾木) 置いています。

(矢野) 区長職に引き継げる、区の財産たる古文書などはありませんか。

(綾木) ありません。財産区における私のような立場の者も、芦津集落における役員会を運営していますが、ただその私も、古くからの区の運営に関わる古い文書を残しているという話は聞いていません。財産区で保管している記録も、近年のものばかりです。古い時代には、記録を残していなかったのです。私が財産区議員になったのは、16 年前ですが、議事録さえ残していませんでした。私には、勤務の経験がありましたから、そのような記録の保存の必要性は認識しており、記録を残さないのは良くないと指摘しました。それを受けて、その後は、記録を残すようになりました。それ以前の記録は、必要な事項の書き物のみといったレベルです。

(岡本) 財産区有財産たる土地について、地券や土地台帳などといったものは残っていませんか。

(綾木) 見たことはありません。ただ、土地に関する掟のようなものは明確です。芦津地区は中心部から離れており、人の出入りはほとんどありませんでした。わずかに、40 年前に、2 世帯の転入がありましたが、この世帯は財産区有地に関する財産権は取得していま

⁵ 明治 22 年・町村制 114 条の規定は以下の通り。「町村内ノ区（略）又ハ町村内ノ一部若クハ合併町村（略）ニシテ別ニ其区域ヲ存シテ一區ヲ為スモノ特別ニ財産ヲ所有シ若クハ營造物ヲ設ケ其一区限リ特ニ其費用（略）ヲ負担スルトキハ郡参事会ハ其町村会ノ意見ヲ聞き条例ヲ発行シ財産及營造物ニ関スル事務ノ為区会又ハ区總會ヲ設クルコトヲ得其會議ハ町村会ノ例ヲ適用スルコトヲ得」

⁶ 末尾に、明治 22 年智頭郡の、その後の地方行政体変遷につき資料を作成して掲載している。

せん。近年では、地元の人と結婚して移り住んだ人がいますが、外来者であっても山林での作業を7日間務めると財産権を取得することができます。芦津では、私の綾木、寺谷（現町長の氏）や竹谷が多い氏です、清水、中瀬、竹口、小宮山という氏が一軒ずつあります。現在は、外来者もいますから他の新しい氏の世帯が増えています。財産権者の世帯の多くは、綾木、寺谷、竹谷氏で占められています。このように、財産権取得については、掟があるのです。

（野村） 財産権者という表現は、定着したものなのですか。

（綾木） はい、地元のお年寄り、芦津在住世帯の性格について、財産権の有無で表現することが多いです。

（野村） 全世帯が財産権者ではないからですか。

（綾木） はい、前述のように、外来世帯2軒は、財産権者ではありません。財産権者は、旧来からの世帯に限られるのです。

（野村） 財産権者という表現が一般的なわけですね。芦津地区の構成員という表現ではなくて。

（綾木） 構成員という表現はしません。

（野村） 芦津集落住民総会で、事業の方針予定が決まるということですが、この総会と、財産区議会との関係はどのようなものですか。

（綾木） 財産区議会は、地方自治法上の特別地方公共団体の議決機関です。住民総会はそうではありません。したがって、財産区議会で正式に議決した内容は、住民総会では、報告事項となるものと思います。反面、芦津集落住民総会は、区の役員が招集し、財産区議員は議員としてではなく、財産権者としてこの招集に応じます。財産区総会は、財産区が招集するものですが、いまの智頭町はそうはなっていません⁷。そのために、財産区議会による議決は、芦津の総会では報告事項となるものと思います。ただし、住民のまったく知らないところで住民の生活に影響を与えるような重要な事項を財産区議会で決定することは、事実上は困難です。したがって、議会開催の前に、議決事項としての事業予定を事前に住民に説明しています。ただ、林業に必要な機械の購入などは、議会だけで決めます。

（岡本） いま述べられた役員会について、もう少し聞かせてください。

（綾木） 住民の世話をする集落組織における役員会です。

（岡本） 住民の共同生活を維持するための町内会・自治会の役員に相当する役職なのですか。

（綾木） そうです。

（岡本） 地縁団体を設立されたのですね。

（綾木） 平成17年に町村合併があったのですが、その時に財産区の財産は今回の合併により影響を受けるとの根拠のない噂があったのです。そこで、そのような事態が生じた場

⁷ 地方自治法295条は、財産区に議会のほか、総会を設ける途を開いている。財産区議会は代議員制、財産区総会は住民の直接民主制にもとづく財産区意思決定方法である。この報告は、智頭町では後者の方法は採用されておらず、報告者のいう「総会」は財産区総会ではない旨の説明である。

合の対策として、地縁団体・芦津部会を創ろうと考えた次第です。

(岡本) それで、認可地縁団体なのですね。

(綾木) そうです。もし町村合併で財産区財産に影響を生じたら、この団体により財産区財産を守ろうと思いましたが。ただし、町村合併の影響を避けて財産を守る目的であっても形式の上で財産区財産の処分に当たる行為については、財産区議会の議決を必要とします。

(岡本) 財産区管理者が町長であることから、そうなりますね。

(綾木) ただ、財産区管理者が町長であるといっても、町村合併を理由に町長が財産区財産に専権を行使することはできません。議会が財産区に置かれていますから。

(岡本) そうですね。

(綾木) あくまで、町長ではなく財産区議会が議決機関だと思います。この財産区の組織と、芦津集落の組織は、この地域を運営するための両輪なのです。そこへ、このほど地縁団体が加わりました。ただこの地縁団体は、さきほどの根拠のない噂をきっかけに組織されただけのものにすぎず、この団体の代表者は、芦津集落の区長が務めています。だから、何もなかったところに、いきなり地縁団体という新しい組織が生まれたわけでもないのです。あいかわらず、財産区と住民による集落組織の両輪で、地域を運営しています。そのために、地縁団体に対する財産区からの助成の決定についても、財産区議会の承認が必要です。それを得た上で、以前に、地縁団体に対し、向こう 16 年間の経費として、8000 万円を助成しました。まだ、この助成金は残っていますが、これを使い切ったあとは、また財産区議会と協議しなければなりません。

(西) 芦津財産区は、毎年、収益すなわち所得を得ているとのこと。税務の処理について聞かせてください。

(綾木) 財産区は、市町村同様に、地方自治法所定の地方公共団体の一種です。そのため、私法人のように法人としての所得税を課せられることはありません。芦津財産区が所得を得た場合、智頭町の財産区担当部局による処理のみを受けるわけです。

(西) 財産権者が物故してその世帯に後継者がいない、あるいは財産権者の世帯が地域外に提出したという場合、当該財産権はどうなりますか。

(綾木) 世帯の当主たる財産権者が物故してその地位を引き継ぐ人が地元にいなくても、相続人が地域外にいれば、その人に、財産権承継の意思について問い合わせをします。この問合せに対してその意思ありとの回答が得られた場合には、さらに、芦津地区とのつながりを維持する意思、たとえば、帰郷して祭礼などの行事へ参加する意思の有無の確認をします。ただ、帰郷・行事参加については意思を持たないが財産権承継の意思を持っているという人の場合、扱いをどうするかはまだ決めておらず、現在は協議中です。

(古積) 綾木さんご説明の通り、芦津財産区は、特別地方公共団体です。したがって、財産区財産は公有財産というべきです。ただし、公有地の上に私的権利が成立している例はたくさんあります。芦津財産区において、住民のみなさんは、財産区有地の上に「財産

権」を有しているとの意識をお持ちです。これは、私権としての性格を有する入会権の認識が実質的には残っているのではないかとの印象を持ちました。もしみなさんの「財産権」が公有財産たる財産区財産上の権利であるから公的な権利であるとしたら、外部からの転入者も、転入によりこの権利を取得しなければおかしいと思います。ところが、芦津地区ではそのような扱いになっていません。このことは、芦津地区のみなさんの「財産権」とは、個人ではなく世帯単位で有する入会権ではないかとの印象を受けています。

(綾木) 入会権という考え方を、私たち芦津住民は一切持っていません。一方で、財産区財産は公有財産だから転入者は財産権を直ちに取得するという考え方をしたこともありません。前述のように、芦津地区への転入 2 世帯は、財産権を取得していないのです。この財産権を有しない世帯は、芦津集落総会にも、芦津のお宮さんの祭りにも参加しません。

(古積) 財産区とその所有山林、その上の住民の権利をどのように理解したらよいのでしょうか。財産区財産は本当に公有財産として一元的に理解してよいのか、疑問視する向きもなくありません。芦津財産区と住民の財産権という現実が、この疑問に反映しているように思います。

(綾木) 財産区というのは皆のもので、要するに日本国民のものだから、地域に転入した者は誰でも権利を主張することができるのですか。

(江淵) そんなことはありません。議員選挙権は別として、「財産権」について、芦津集落で行なわれている制限は、違法ではありません。

(綾木) それならば、私たちは間違っていないのですね。

(江淵) 綾木さんが報告された「財産権」という住民のみなさんの権利の意識について述べたいと思います。このような例は、ほかの財産区にもあります。全く珍しくものではありません。財産区概念が誤っている例は、大阪府下の市町村に見られます。大阪府下では、明治 22 年以前の旧村の財産区は全て財産区だという、極端な考え方を地方公共団体がしています。これは、法律的におかしいと言わざるをえません。それは、財産区の実体の有無に関係なく、財産区が存在するという考えをしているからです。この理屈からすると、智頭町三田地区にも三田財産区が存在することになってしまいます。とすると、昭和 37 年・禊谷生産森林組合の設立は無効であるという奇妙な結果となります。一方で、財産区の実体を持つ、旧村を前身とした財産区もあります。福岡県久留米市所在の高良内財産区がそれです。この財産区は、公職選挙法にもとづく選挙で議員を選出し議会を設けています。この場合には、財産区の実体はあるといえるでしょう。ところがその後、その地域内に新興住宅地が出来て、選挙権者が極端に増加し紛争に至りました。当該新興住宅地住民が集会所を作るため、財産区に対して財政支援を求めたのが新旧住民間の紛争の始まりです。その新住民指導層の主張は、財産区は特別地方公共団体であるから新住民も財産区財産の利益に与る権利がある、という趣旨にもとづきます。これが新興住宅地内で政治運動化し、財産区議員として新住民が立候補して当選しました。これによって、新興住宅地選出議員がこの土地集会所建設への支出を強く主張し、議会運営に支障さえ出てきました。この主

張に対し、旧高良内村住民は、強い違和感を持ちました。それは、財産区有山林上の立木の管理には、新興住宅地住民は一切労力を出していないからです。その管理は、もっぱら旧高良内村地区の住民の働きで維持されてきました。この事実を踏まえ、入会権を専門的に学んだ弁護士とともに、旧高良内村地区住民たちは非常によく勉強し、公有財産たる財産区有地上に旧高良内村住民は「共有の性質を有しない入会権」を有するとの正確な理解に至りました。財産区以外の普通地方公共団体が所有する土地においても、その上に地元住民の、公権ではない、私権としての権利である「共有の性質を有しない入会権」が存在するという例は、全国にたくさんあります。これについては、その準拠法たる民法 294 条⁸が、「その地方の慣習に従う」と定めています。芦津集落において、外来者の「財産権」取得に制限を設ける掟は、ここで定められた「慣習」に該当します。芦津地区における、このような権利取得制限はごく普通の慣習であって、むしろ、地域内転入者に直ちに権利取得を認めるといふ掟（慣習）を持っている例の方こそ、私は聞いたこともありません。

（綾木） そうすると、私たちは、「財産権」ではなく、入会権という表現をした方がよいのでしょうか。

（江淵） いえ、そんなことはありません。地元でなじみの深い伝統的な言葉が使われる方がよいと思います。「入会権」という語は、特殊な法律専門用語です。そのため、全国多くの入会権者は、自分たちの権利が「入会権」と呼ばれていることを、普通は知らないのです。たとえ、この語を知らなくても、各地の伝統的な掟が法律と同一の効力を持っていることを知ってさえいれば十分です。したがって、もしもこの伝統に反する意見が出てきた場合、たとえば、高良内財産区におけるように、財産区財産は公有財産だから地域内転入者は誰でも権利取得できるはずだ、などというこれまでになかった意見が芦津地区内で出されたら、毅然としてそれを否定してください。

（綾木） わかりました。

⁸ 末尾に入会権の規定 2 か条（民法 263 条・294 条）を掲載する。

第3報告

生産森林組合住民税の減免について

祓谷生産森林組合 組合長 玉木 勝美

1 祓谷生産森林組合の概況

私たちの生産森林組合は、昭和37年に設立されたものです。以前は、植林を始めとして組合の活動は盛んでしたが、近年は木材価格低迷のため、生産意欲は高いとはいえ、この組合はいわば休眠状態です。智頭町には、13の生産森林組合がありますが、どの組合も私たち同様、活動は消極的です。このような状況なので、組合組織をどうするか、という話題が頻繁に出ます。

私たちの生産森林組合は、大字三田⁹地区の住民52戸の現物出資その他の出資によって設立されたものです。組合が所有する山林は、37haで、このうちの35haがスギ・ヒノキの人工林です。このうち一部については、鳥取県林業公社と6:4の分収契約を結んでいます。残り2haは、天然広葉樹林とマツ林です。

以前は、分収契約地上の山林について、植栽や保育作業、木起こし作業を林業公社から請け負い、組合員たる地域住民が労務を提供するなどして報酬を得たことがありました。また、一部高度技術が必要な作業については、技術能力の高い専門作業員が地域内にいるので、そのような技術のない一般住民には難しい作業をこれらの人びとが請け負い、報酬を得ていたこともありました。組合自体の活動は、前述のように活発だとはいえませんが、それでも組合維持には経費がかかります。これをまかなうため、このような収益を提供してもらって、組合の経費に充てていたこともありました。ただ近年は育林が進んで山林作業は高度な技術が必要な間伐が主となりました。これは、一般の生産森林組合の人材では難しいので、林業公社は森林組合に発注しており、生産森林組合が林業公社からの発注を組織として受けることは少なくなりました。そのため、最近では組合に収入がありません。それでも、過去の収入により、150万円ほどは資産が残っています。資産としての森林は、増える傾向にあります。

当然ながら、私たちは、三田集落の組織と生産森林組合の組織を分離して運営しています。事業・会計報告は双方とも毎年していますが、その会議はまったく別です。

2 法人住民税について

法人住民税5万円は、生産森林組合の負担としては非常に重いものです。ただ幸いなことに、智頭町ではその減免を可能とする制度¹⁰が設けられているので、毎年、その減免措置

⁹ 智頭町大字三田の地域は、明治22年以前は三田村であった。同年、三田村ほか7か村が合併して中田村となった。同村は、明治36年に土師村と改称した。昭和10年に、土師村は、芦津財産区所在の山形村ほか1か村とともに智頭町へ編入され、現在に至っている。

¹⁰ 末尾に、これに関する智頭町告示を掲載する。

申請書を提出して認められています。過去には、これを納めていたこともありましたが、ここ 10 年は、この措置を受けています。減免措置を受ける要件は、活動の実体と収益がないことです。前述のように、私ども組合はいわば休眠状態ですが、それでも山林の立木は成長します。その伐期が到来し、伐採して収益を得れば、この減免措置は受けられないでしょう。これが、私たち生産森林組合の課題です。休眠状態であっても、前述のように、組合維持費は必要です。ごく一般的な事務経費のほかに、転出を理由とする組合からの脱退、世代交代を理由とする組合員の交代に対応するための経費がかかります。その資金をまかなうため、まことに法人住民税減免措置が必要なのです。ただ、この制度があっても、組合維持を大きな負担と感じ、解散を模索している地域もあります。鳥取県は、林政担当部局により、組合解散に関する説明会を開いています。私たちも、解散を考えないではないのですが、ある程度の資産を持ち、また鳥取県林業公社と分収契約を結んでいるために、解散は難しいようです。このような事情は、他の生産森林組合でも同様です。そのために、解散に至った地区は少なく、県内でも 2、3 例しかないと思います。組合運営の意欲が低いところもあり、そのような組合では、組合長等の役員が交代していても、その旨の登記手続きを踏んでいないことが珍しくありません。今後、私たち生産森林組合はどうしたらよいのか、この場を借りて、皆さんから話を聞かせていただければ幸いです。

今後は、間伐作業が必要です。ただ、私たち生産森林組合から多く人材を出すことは難しいでしょう。そのため、間伐作業は、森林組合に委ねるしか方法はありません。山林経営にあたっては、10 年単位の長期間に亘る計画が必要です。私たちの生産森林組合も、そのような計画を以って運営していかなければなりません。そのような観点から、私は、もっと組合員の意欲を高めることを目的に、年に 2 回は、私たちの重要な資産たる山林の位置確認のために現地を見回っています。ただ、なかなか参加者が増えないのが悩みです。これに参加しない人は、これまで植林や管理作業に十分力を注いできたから後は収益を得るだけだと思いがちです。ただ、現在は材価が低く十分に収益が得られないのが現実です。それでも、山林は、私たちの地域にとって重要な資産です。私たちは、これを後継者に確実に伝えていく責任を負っています。

3 私たちの将来

悲観的な話をしてまいりましたが、一方で、智頭町内には、芦津財産区のように 1000ha を超える山林の所有者もいます。この財産区は、綾木さんが報告されたように、自伐林業により山を守るという姿勢であり、これに対する町の応援体制も整ってきました。そもそも智頭町は、名の通った林業生産地なのです。どのような産業でも 50 年の周期があるといわれています。今は、日本において林業生産は苦しい状態ですが、もう一度良いときが戻って来ると、私は信じています。

過去の、木材価格が良かった時代は、昭和 50 年代です。この頃、スギ中目 3.5 万円から 5 万円、ヒノキであれば 10 万円もしていました。それが今では下がりになって、スギ中

目 8000 円という状態です。これでは、事業になりません。しかし、明日のことは誰にもわかりません。まして 10 年後の材価など、確実に予想することなどできないのです。これから材価が回復しないなど断定できるわけはありません。私は、組合員たちに、その時のために、山林を大切に育てていこうと呼びかけています。ただ、それにしても、その時に、みんながこの地区からいなくなってしまうとしたら、どうすればよいのでしょうか。

智頭町において、林業従事者は、かつて 400 人いました。それが現在では、若い世代で林業従事目的の転入者 50 人、森林組合で勤務する専門従事者 20 人、芦津財産区におけるような自伐林業者 50 人です。

ただ、悲観的な要素ばかりではありません。智頭町には、木材協会という組織があります。ここに所属する一人親方としての林業家、すなわち独立した自伐林業家は、山林所有者との直接取引により木材を買い取って市場に提供するという重要な役割を果たしています。そのような取引だけでなく、この人びとは、山林の専門家として、山番の仕事を引き受け、生計を立てているのです。これらの人びとの中には、後継者をきちんと育てている人もいます。行政もこの人びとを応援し、彼らの仕事が生業として成り立てば、次の時代のために山が守られていきます。

智頭町の山林は、優秀です。その林齢は他の地域に比べると 10 年ほど高く、蓄積量も多いのです。智頭材は、吉野杉や秋田杉となっていた経緯があります。このように、智頭町は、林業地としてのブランド力を持っています。林業生産のためには、長い年月を必要とします。したがって、生産森林組合も、50 年、60 年という長期の施業計画を持たなければなりません。そのようにして、智頭の林業は展開してゆくものと思います。

質疑応答

(江淵) 祓谷生産森林組合の設立が昭和 37 年ということは、その設立は入会林野整備事業にもとづくものではありませんね。

(玉木) その通りです。

(江淵) 町内の他の生産森林組合の中には、入会林野整備事業にもとづくものがありますか。

(玉木) あります。

(江淵) 入会林野近代化法がない時代に生産森林組合を組織されたきっかけは何ですか。

(玉木) その点はよくわからないのですが、当時、山では草刈、農業は酪農と農耕が中心で、地元の人々は、林業にはあまり興味を持たなかったのです。しかし国を始めとする行政は、当時は林業生産に力を入れていました。そこで、山林所有者たる人びとに山の価値を認識させ、農林業を流動化させるため、生産森林組合設立の行政指導が行なわれたのではないのでしょうか。そもそも、生産森林組合の発想は、登記に関する問題の解決にあるように思います。たとえば、山林の登記においては、〇〇外〇〇名、という数十名名義の登記が多いのです。そこに記されている名義人は、はるか昔に亡くなっています。その

ような登記が残り続けているのです。そこで、現在の山林所有者らが、その権利を現物出資して生産森林組合を設立すれば、組合という法人の名義で登記をすることができます。このようにして、山林の権利の実体を反映しない登記の問題を解決することができます。事実、生産森林組合を組織したところでは、物故者が出て、登記名義に関するトラブルはまったく起きていません。そしてまた、正式に山林経営の組織化・生産の高効率化が図られれば、そこに前述のような雇用が生まれることにもなります。

(江淵) 禊谷産森林組合では、組合維持が負担だから解散したいという意見は出ていませんか。

(玉木) 私たちの組合では、まだそこにまでは至っていません。

(江淵) 他の地域では、解散を望む意見が出ているということでしたね。

(玉木) その通りです。解散を望む意見は、何件かあります。

第4報告

森林法・森林組合法等一部改正の概要について

林野庁 経営課 小川 農人

現在、森林・林業の基本計画が見直されています。その中で、森林法の一部改正が企画されていますが、主な改正点は、林地開発制度や共有林の制度です。また、基本計画の中では、生産森林組合を活性化が触れられています。この活性化目的のために、森林組合法を改正し、生産森林組合について、次の2点の改正が企画されています。以下、この2点について、具体的に報告したいと思います。

第1点は、任意事業としての、外部からの委託にもとづく森林整備事業の追加です。生産森林組合がよく活動している地域と、そうでない地域があります。活動的な生産森林組合は、地域のコアとして役割を果たしています。このような生産森林組合が、外部からの委託を受けて森林整備を請け負うという事業を可能にしたいと考えています。

第2点は、生産森林組合の組織変更手続きの簡素化です。すなわち、生産森林組合を、株式会社、合同会社、認可地縁団体等への組織へ移行させるための手続きの簡素化するための規定を新たに設けています。

たとえば、生産森林組合が中心となって農家民宿事業の実施、あるいは、空いた土地での太陽光発電事業実施など、収益を上げるためのアイデアがたくさんあります。ただ、法人としての生産森林組合には、その準拠法たる森林法の制限があることは否めません。一般論として、法人には、その法人の準拠法にもとづいた目的が定められており、法人はこの目的上の制限を受けます。ただ、様々な法人の制度のうち、会社法に準拠した法人（会社）においては、この制限が非常に小さいのです。そこで、柔軟に事業を実施して収益を得るために、生産森林組合を会社組織に改めればよいとの発想が生まれます。現行法においても、この変革は可能ですが、手続簡素化で、これをより容易にする改正を意図しています。

あるいは、そのような積極的事業展開を意図するものではない生産森林組合にも、経営負担を軽くする改正が必要です。現在、活動があまり活発でない生産森林組合につき、昨今、認可地縁団体に移行している例が報告されてきました。その報告を読みますと、共通して、法人住民税の負担が重い、あるいは、林業生産を外部に委託したいものの組合員における常時従事義務の問題が足かせになって、たとえば森林組合へ事業を委託する等の選択ができないとの問題が指摘されてきました。たしかに、生産森林組合を認可地縁団体に改組・移行することによって、収益が得られなければ法人住民税納付が免除され、あるいは、組合員の常時従事義務問題から解放されるわけです。

以上のような改正が、とりわけ生産森林組合に関する大きな法律の変更点です。これは、生産森林組合制度が設けられて以来、何十年かぶりの法改正といえるでしょう。

質疑応答

司会（岡本） これまで、4名の方々に報告していただきました。小川さんの第4報告以外の報告に対しては、すでに個別的に質疑応答を実施しました。これからは、この3つの報告と第4報告を一括し、質疑応答をしたいと思います。

（家中） 私は、生活組織論の立場から、農村集落における組織経営戦略の研究をしています。人びとは、これまで集落に住み、これからも住み続けます。その観点から、集落組織の中の制度を様々な活用し、住民組織を維持していかなければなりません。各地の戦略には、地域ごとの歴史の違いや、国や自治体との関係の違いで、差があるだろうと思います。生活組織論は、そこに注目します。芦津財産区の場合には、伝統を守りながらも、近年、若い人びとの力を入れつつ環境保全に取り組むという、新しい活動を始めました。一方で、現実に存在する法的な制度から外れすぎることはよくありません。芦津財産区のケースにおいては、綾木さんが示された伝統的な掟につき、江淵さんは法律的に積極評価をされた。私たち研究者の関心は、地域において定まっている基本戦略の法的な整合性にあり、大変興味深い課題です。

（矢野） 芦津財産区による集落運営に必要な資金の交付についてもっと聞かせてください。

（綾木） 町長認可を受けた地縁団体あてに交付しています。この団体の設立は、10年ほど前です。

（矢野） その前の状況はどうでしたか。

（綾木） 部落あてに交付していました。正式に財産区会計の中で予算化していました。

（江淵） 生産森林組合に対する法人住民税減免の要綱ができたいきさつについて山本課長にお伺いしたい。

（山本） 税務については、山村再生課の所轄ではないので、よくわかりません。

（江淵） 智頭町が林業生産地域であることと関係しているのでしょうか。

（山本） 恐らくそうだと思います。

（江淵） 三田地区の場合には、芦津地区と異なり、財産区ではなく、生産森林組合が設けられています。この違いが生じた理由はよくわからないのですが、そのことはともかく、智頭町では財産区の形式を採っている地域が多いことが、生産森林組合の法人住民税減免措置の理由であるように思えます。綾木さんが説明されたように、財産区は特別地方公共団体であり私法人とは異なりますから、一般論としては、私法人たる生産森林組合が財産区より、諸税制上、負担が重いのは致し方ありません。しかし、智頭町においては、双方ともに、明治22年・町村制以前の旧村に由来するという点、及び、双方ともに、智頭町の重要産業である林業生産の主体である点で共通しています。そのため、財産区・生産森林組合の2方式を採ったそれぞれの地域のバランスを取りたいとの配慮が、智頭町税務担当部局にあったように思われます。一般論としては、生産森林組合と会社につき、法人住民税賦課について前者のみ優遇すると、担税の公平の視点で、後者から不満が出てもおかし

くありません。しかし、林業生産が主要な産業である地域においては、生産森林組合への法人住民税負担軽減措置について、不満は出にくいように思われるのです。これが、智頭町におけるこの措置の背景にあるように思います。

(高尾) 智頭町では、この減免措置要綱があるため、生産森林組合の住民税につき課税台帳の必要なしとして、この台帳を作っていないのではないのでしょうか。県民税は、県が市町村住民税課税台帳にもとづいて賦課されます。智頭町で生産森林組合につきその台帳が設けられていなければ、県民税も賦課されないこととなります。三田生産森林組合に県民税が賦課されていないのは、そのような理由からではないのでしょうか。この点はいかがでしょうか。

(玉木) いえ、三田生産森林組合は、所得がなければ、毎年、減免申請を出しています。この申請を提出しなければ、当然に課税されるものと思います。したがって、一応、智頭町では、生産森林組合対象の課税台帳は作成されているものと思います。その上で、減免要項にもとづいて、その申請があればこれを認めて減免措置が執られているものと思います。

(江淵) この措置の要項が設けられたいきさつについて、玉木さんのお考えはいかがでしょうか。

(玉木) 昭和 50 年代は木材価格が良かったため、生産森林組合に収益がありました。加えて、住民税は高くなかったのです。それがいつしか状況が変わり、組合が収益を得ることが難しくなり、かつ税額が上がりました。そのために、各組合が智頭町の税務担当部局に相談したことが、直接のきっかけではなかったかと思います。

(岡本) 第 4 報告に関しておたずねします。ご報告いただいた森林組合法の改正については、林野庁のホームページで情報を見られますか。

(小川) まだ概略的な部分まで出ししか公開していませんが、改正法典は、公開していません。

(岡本) 本日ご説明頂いたような詳細な法改正内容は、いつ頃、公開されますか。

(小川) 現在、改正法典以下の細かい政令・省令を審議中です。全体の公開は、その完成まで待ってください。完成したら直ちに、生産森林組合の組織変更、マニュアル変更を各都道府県・市町村にお知らせする必要があります。その際、ホームページ等で公開したいと思います。

(樹本) 鳥取県においても、生産森林組合の解散事例が何件かあると伺いました。解散後の経営形態はどのようにされたでしょうか。智頭町では解散事例はありますか。

(山本) 2つの生産森林組合が解散しています。まず、昭和 38 年設立の本折生産森林組合では、かつて 81 名組合員を擁していましたが、高齢化が進んで実質 8 名に減少し、組合経営に困難を来すようになりました。解散後は、地元部落が管理を引き継ぎました。昭和 42 年設立の木原生産森林組合は、木材市況の低迷・組居員の高齢化により、今後の発展が期待できないと判断し解散に至りました。解散後は、地縁団体がその管理を引き継いでい

ます。いずれも、解散は平成 28 年です。

(樹本) 休眠状態の生産森林組合活性化に関する林野庁の施策を聞かせてください。

(小川) 林野庁は、外部への森林整備の委託については、経営面積の過半に及ぶことは適当ではない旨の通知を発しています。ただ、各生産森林組合の事情によっては、過半に及ぶ森林整備が必要なこともあるかもしれません。そのために、この基準を一部緩和する方向性も検討しています。また、外部への委託をより容易にするようにも検討しています。むしろ、常時従事義務と員外雇用制限といった制約を全廃するわけにはいきませんが、それでも、外部への委託の制限緩和は、ある程度必要であると考えています。そのために、生産森林組合維持を志している組合においては、今後、施業はより容易になるでしょう。一方で、まったく活動していないし、今後も活性化の可能性なしと考える組合もあるでしょう。その場合には、認可地縁団体への移行手続きを簡素にする方向で支援したいと思えます。

(岡本) 平成 3 年に地方自治法改正・地縁団体の制度新設に先立ち、林野庁と当時の自治省が協議し、入会財産は地縁団体の基本財産にはなじまない旨の意見の一致があったと聞いている。それにもかかわらず、生産森林組合解散・地縁団体への改組を容易にするとのこのほどの林野庁の施策は、この協議との関係でどのように理解すればよいでしょうか。

(小川) 入会集団は、入会財産からの収益を構成員に配分することができます。一方で、地縁団体は、これが不可能です。よって、入会財産を地縁団体資産とすることには、組織理念の違いの上で支障があることは疑いありません。したがって、地縁団体の財産とされている山林の沿革が入会であったからといって、現在の地縁団体がその収益を構成員に配分することは違法となります。このことが、平成 3 年に、林野庁と自治省で確認されたものと思います。ただ、生産森林組合が地縁団体へと改組することで、森林整備、森林の維持管理の面で合理的になるという現実が近年明らかになってきました。林野庁は、この現実に着目しているのです。

(岡本) 生産森林組合設立が近代化法を経由すれば、法律上、入会権としての性格はすでないとの見地が前提なのでしょうか。

(小川) そのような面はありますね。

(江淵) ただし、祓谷生産森林組合は入会整備事業にもとづいていません。したがって、入会権が存続していないとは言い切れません。この点を法解釈の上で注意する必要があります。

発言者	(発言順)
岡本 常雄	沖縄大学
山本 進	智頭町山村再生課
矢野 達雄	広島修道大学
福田 浩一	長崎県
三柴 ちさと	森林管理協議会
綾木 章太郎	芦津財産区
江淵 武彦	島根大学
野村 泰弘	島根大学
玉木 勝美	祓谷生産森林組合
小川 農人	林野庁経営課
西 洋	大門池・新池水利組合
古積 健三郎	中央大学
家中 茂	鳥取大学
高尾 徳次	村落環境研究会事務局
柳本 和哉	長崎県

最後に矢野達雄理事から、報告者と会場を設定していただいた鳥取県智頭町に対し謝辞が述べられ、閉会となった。

◇資料1 明治22年・町村制施行時の智頭郡内新村と旧村

新村	旧村(新村制施行後の大字)
大村	鷹狩村, 赤波村, 美成村
用瀬村	用瀬宿, 別府村
社村	金屋村, 樟原村, 川中村, 宮原村, 安蔵村, 江波村, 屋住村, 家奥村, 古用瀬村
口佐治村	小原村, 葛谷村, 刈地村, 津無村, 古市村, 大井村, 森坪村
中佐治村	加瀬木村, 高山村, 津野村
上佐治村	福園村, 加茂村, 畑村, 春谷村, 河本村, 余戸村, 尾際村, 中村, 枋原村
智頭村	市瀬村, 智頭宿, 南方村
富沢村	岩神村, 坂原村, 中田村, 惣地村, 新見村, 口波多村, 波多村, 口字波村, 宇波村
大内村	篠坂村, 毛谷村, 郷原村, 西野村, 大内村
山郷村	尾見村, 西谷村, 中原村, 福原村, 駒埴宿
虫井村	大呂村, 芦津村, 八河谷村
中田村	山根村, 三田村, 穂見村, 木原村, 埴師村, 横田村, 三吉村, 慶所村
那岐村	大屋村, 早瀬村, 真鹿野村, 野原宿, 奥本村, 大背村, 東宇塚村, 西宇塚村, 河津原村

- ① 明治29年郡制により、八上郡・八東郡・智頭郡が八頭郡に統合。
- ② 明治36年に中田村が土師村に改称。
- ③ 大正3年に智頭村は単独で町制施行。
- ④ 大正8年に大内村・虫井村が合併して山形村となる。
- ⑤ 昭和10年に山形村・那岐村・土師村が智頭町に編入。
- ⑥ 昭和11年に富沢村が智頭町に編入。
- ⑦ 昭和29年に山郷村が智頭町に編入。

◇資料2 民法

263条 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

294条 共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

◇資料 3 生産森林組合に係る法人町民税の減免措置要綱

(昭和 61 年 12 月 22 日智頭町告示第 96 号)

改正

平成 18 年 4 月 1 日要綱第 86 号

平成 23 年 3 月 31 日告示第 101 号

(目的)

- 1 この要綱は、生産森林組合法（昭和 53 年 5 月 1 日法律第 36 号）第 93 条第 1 項に規定する事業を行う目的で生産森林組合に対し、最近の林業情勢を考慮し法人町民税の減免措置を講ずることにより、生産森林組合の健全な育成を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 2 この要綱に定める減免措置は、生産森林組合に係る法人町民税について適用する。

(減免基準)

- 3 1) 八頭森林計画区に定める標準伐期令に達する間で育林等の作業を行う間は、減免とする。
2) 標準伐期令以上に達する立木を所有する生産森林組合においてその組合の事情により立木の伐採を行わず、伐採収入等が皆無のときは、減免とする。
3) 前 2 号の規定にかかわらず、立木等の伐採収入、その他の収入がある場合は、この減免要綱の適用から除外する。

(申請手続き)

- 4 この要綱に定めるところに基づき、町民法人税の減免を受けようとする者（以下「申請者という」）は、智頭町税条例第 51 条 2 項により、別紙様式第 1 号法人町民税減免申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して町長に提出しなければならない。

[別紙様式略]

(審査及び決定)

- 5 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその申請にかかる事項を審査するとともに、減免することが適当と認められるものについては減免を決定し、別紙様式第 2 号により申請者に通知するものとし、減免の必要がないと認められるものについては、理由を付し、その旨を別紙様式第 3 号により申請者に通知するものとする。

[別紙様式略]

- 6 1) 町長は、申請事項に虚偽の記載がある場合は、この要綱に定める減免措置は適用しない。
2) 町長は、減免決定後においても、前号並びに第 3 号に定める減免基準に適合しないことを発見した場合は減免を取り消すことができる。
3) 町長は前項の取り消しを行ったときは、減免を受けた者に別紙様式第 4 号により通知するものとする。

[別紙様式略]

(適用期間)

7 この要綱の適用期間は、平成 23 年度より平成 27 年度までとする。

付則（平成 18 年 4 月 1 日要綱第 86 号）

付則（平成 23 年 3 月 31 日告示第務 101 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

【研究会記事】

第 13 回総会及び理事会の開催

- 1 開催日 平成 28 年 12 月 10 日
- 2 会場 智頭町総合案内所 2 階大会議室
- 3 出席者（役職者のみ掲載）（委）は委任状提出
理事 江渕武彦、岡本常雄、矢野達雄、牧洋一郎（委）、佐藤宣子（委）、
枚田邦宏（委）

監事 野村泰弘
- 4 議長選出
会則第 7 条第 2 項及び第 3 項にもとづき、会長・江渕が議長を務めた。
- 5 理事会の成立
理事の過半数が出席したため、会則第 7 条第 3 項により、理事会が成立した。
- 6 議事
 - ① 第 1 号議案
第 12 期（2015 年 7 月 1 日～2016 年 6 月 30 日）事業報告及び決算報告が行なわれた。その後、監査報告が野村監事からあり、審議の結果、全員一致で承認された。
 - ② 第 2 号議案
第 13 期（2016 年 7 月 1 日～2017 年 6 月 30 日）収支予算案が提示され、審議の結果、全員一致で承認された。
 - ③ 第 3 号議案
村落環境研究会の今後及び次期開催地については未定とされた。

第 12 期収支決算書 (2015 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日)

(単位：円)

(1) 収入の部	予 算(A)	決 算 (B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	208,357	208,357	0	
会 費	80,000	77,000	-3,000	会費 27 人、賛助会員2法人
寄付金	0	1,907	9,000	
その他	34	28	-6	受取利息
収入計	288,391	287,292	-1,099	
(2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	
第12回シンポ 開催経費	0	0		
機関紙印刷費	100,000	85,320	-14,680	会報印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	12,000	13,647	1,647	シンポ開催通知、会報発送費等
事務費	3,000	1,507	-1,493	宛名シール、 振替通知表発行手数料
振替手数料	3,000	1,490	-1,510	会費振替手数料
次期シンポ 開催準備費	10,000	6,360	-3,640	
支出合計	128,000	108,324	-19,676	
(3) 次期繰越	160,391	178,698	18,577	

監 査 報 告 書

2015 (平成 27) 年 7 月 1 日から 2016 (平成 28) 年 6 月 30 日までの第 12 期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2016 (平成 28) 年 12 月 10 日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印

監事 野村 泰弘 印

第13期収支予算書 (2016年7月1日から2017年6月30日)

(単位：円)

(1) 収入の部	第12期決算(A)	第13期予算(B)	(A)(B)比	
前期繰越	208,357	178,968	-29,389	
会費	77,000	75,000	-2,000	会費30人、賛助会員3法人
寄付金	1,907	0	-1,907	
その他	28	22	-6	受取利息
収入計	287,292	253,990	-33,302	
(2) 支出の部	第12期決算(A)	第13期予算(B)	(A)(B)比	
第13回シンポ 開催経費	0	20,000	20,000	会場使用料
機関紙印刷費	85,320	90,000	4,680	会報印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	13,647	14,000	353	会報発送経費
事務用品費	1,507	1,600	93	宛名シール、振替通知票発行手数料
振替手数料	1,490	1,500	10	会費振替手数料
次期シンポ開催 準備費	6,360	15,000	8,640	
支出合計	108,324	142,100	33,776	
(3) 次期繰り越し	178,968	111,890	67,078	

編集後記

鳥取県智頭町にて、同町山村再生課や芦津財産区・祓谷生産森林組合のみなさまのおかげをもちまして、本会第 13 回シンポジウムを開催することができました。改めて、智頭町のみなさまに心より御礼申し上げます。

このシンポジウムでの成果の一つは、生産森林組合の法人住民税減免措置が地方行政の中で執られている実例を把握できたことです。本会の前身である西日本入会林野研究会のシンポジウムにおいても、生産森林組合の住民税負担の問題は繰り返し指摘され、本会もこの問題を継承してきました。幸いなことに、智頭町において条例等をホームページに掲載されていたため、私たちがこの情報を知ることができたものです。行政において、何らかの新しい措置を採るにあたり、実例があることは、重要な要件です。この減免措置の実例は、本会だけでなく、この問題を抱えて苦勞している全国の生産森林組合においても、大きな成果であると信じます。

また、自伐型林業実施の実例を、しかもそれが、財産区有林において展開されていることを知りえたことも、このシンポジウムにおける大きな成果です。本会は、会の名称にうたう通り、環境保全をテーマとしています。しかし、これまで本会におきましたは、この林業経営に関する研究の経験は乏しく、この実例を扱えたことは、大きな進展でした。本会におけるとりわけ法律系の会員は、財産区有財産たる実質入会財産が、その公有としての性格ゆえに障害となっている例を見聞した経験を有しています。しかし、智頭町における財産区にその問題が生じていないことは、法律系会員にとって重要な情報です。その理由の一つは、智頭町にとって林業生産が重要な産業であり、この生産のために、町民が心を合わせているところにあるものと思います。今後の智頭町の益々のご発展を心よりお祈り申し上げる次第です。

(江淵)

村落と環境 第 13 号 平成 29 (2017) 年 10 月発行 (会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 鳥根県松江市西川津町 1060 鳥根大学法文学部江淵研究室
電話/FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
郵便局振替口座	01340-0-101124 (他銀行からは 139-0101124)
Eメール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年会費	一般会員 2,000 円 賛助会員 (団体・法人) 5,000 円
印刷	就労継続支援 A 型事業所 ピー・ター・パン 鳥根県松江市邑生町 662-1 電話：0852-34-9734
